

経営体制

コーポレートガバナンス

総代会

第72回 定時総代会の開催概要

第72回 定時総代会 質疑応答

評議員会

ご契約者懇談会

取締役会、監査役会、指名・報酬委員会

コーポレートガバナンス基本方針

内部統制システムの基本方針

コンプライアンス（法令等遵守）への取組み

お客様情報の保護

リスク管理体制

役員・会計監査人

コーポレートガバナンス

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、生命保険事業が社会保障制度と共に日本の社会を支えていく重要な使命を担っているとの認識のもと、お客様、社会、従業員に対する責任を果たしていくことを企業活動のベースとする「まごころの奉仕」を経営の基本理念として掲げています。

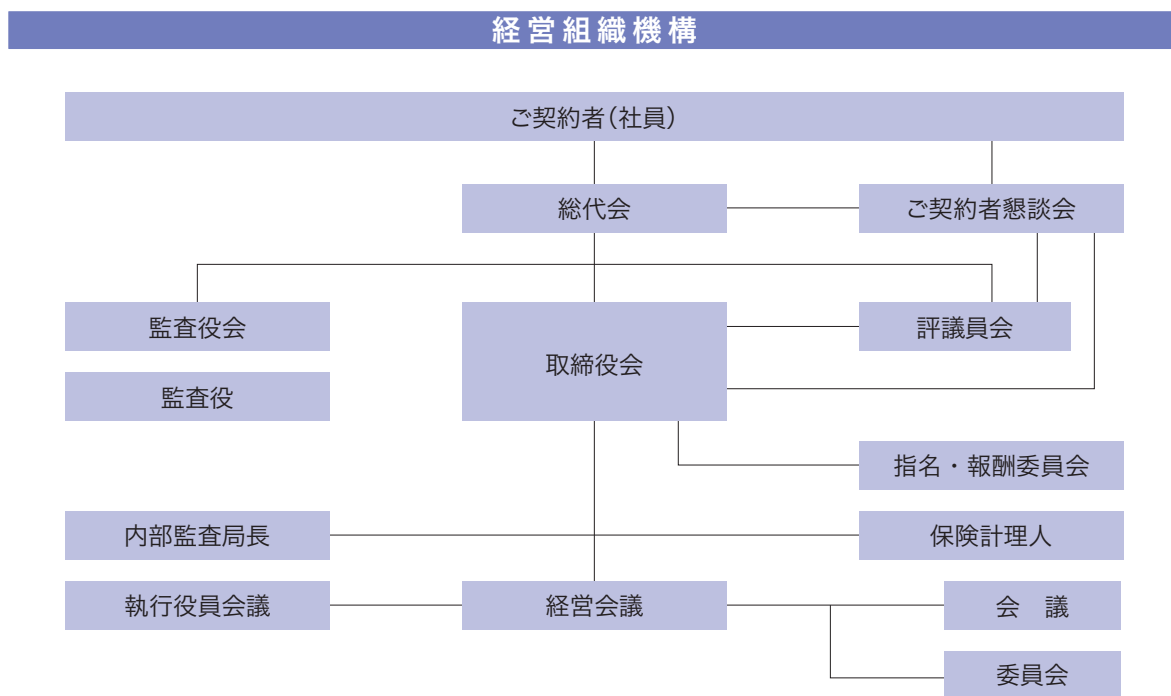
当社は、経営の基本理念のもと、「お客様満足の上を最優先とした経営の実践」、「ゆたかな社会づくりに

かかわり続けることによる社会との共生」、「人が育つ職場づくり、働きやすい職場づくりを通じた従業員満足の上」を基軸としたCSR経営を推進し、各ステークホルダーとの適切な協働に努めるとともに、当社の健全性を維持しつつ、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うため、実効的なコーポレートガバナンスの実現に取り組むこととしています。

コーポレートガバナンス体制の概要

当社は、相互会社組織とし、社員となるご契約者一人ひとりが会社を構成しています。また、最高意思決定機関として、社員総会に代わるべき機関として総代会を置き、社員の中から選出された総代でこれを構成しています。

また、保険業法上の機関設計として監査役会設置会社を選択し、取締役会が、会社経営の基本事項を決定するとともに取締役の職務の執行を監督し、監査役が、社員からの負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査しています。



総代会

総代会の仕組みと機能

当社は、保険会社のみ認められる会社形態である相互会社組織を採っています。これは、ご契約者一人ひとりが社員として会社を構成するというものです。したがって、当社における最高意思決定機関は、社員総会ということになりますが、現実には、約199万人の社員による社員総会の開催は困難なため、保険業法の認めるところにより、社員総会に代わる代議制の機関として総代会を置いています。

総代会における報告事項および決議事項の主なものは次のとおりです。

報告事項：事業報告、貸借対照表、損益計算書および基金等変動計算書の内容ならびに相互会社制度運営報告

決議事項：剰余金の処分、社員配当金の割当て、定款の変更、総代候補者選考委員の選任、評議員の選任、取締役・監査役の選任など

総代会における報告および決議についてのお知らせ

総代会の報告事項や決議事項を記載した総代会議案書および総代会議事録は、当社ホームページに掲載して社員（ご契約者）の方々にお知らせしています。

また、これらの資料は、本社、統括支社および支社においても社員の皆様にご覧いただけるようにしています。

総代の選出方法

社員（ご契約者）の中から選任された総代候補者選考委員で構成する総代候補者選考委員会が、総代候補者を選考して推薦に関する公告を行います。社員は、候補者の中に信任を可としない者がいる場合、投票によってその意思を表明します。各候補者は、信任を可としない投票を行った社員の数が、投票権を有する社員の10分の1に満たない場合に、総代として選出されます。（総代へ立候補していただく制度はございません。）

この方法は、全国の多数の社員の中から地域、職業、年齢に偏りがないように総代を選考するために適していると考えています。なお、全国各地で開催している「ご契約者懇談会」に出席いただいたご契約者から総代を選任するなど、より幅広い社員各層からの選出を行っています。

ご参考 前回(2019年4月就任)の総代候補者の選考基準

- ①当社の保険契約者であること
- ②生命保険事業に深い関心をもち、その重要性を十分認識し、かつ総代にふさわしい見識を有していること
- ③当社の経営に関心を有し、総代会への出席など総代として十分な活動が期待できること
- ④他社の総代に就任していないこと

総代の任期と定数

総代の任期は4年で、2年ごとに半数の改選を行います。総代の選出にあたっては広く社員（ご契約者）全体の中から偏りなく選考する必要があること、一方で会議体として総代会を運営する際には、役員と総代が質疑応答を通して直接対話が可能な体制を整える必要があることの両面から、総代の定数を150名としています。

総代会傍聴制度

社員（ご契約者）の方々にご理解を一層深めていただくため、「総代会傍聴制度」を実施しています。傍聴者については、毎年、総代会開催前（5月上旬～6月上旬）に希望者を募り、総代会を傍聴していただいています。

（注）傍聴者の資格

前年度末において1年以上有効に継続している保険契約のご契約者で、満20歳以上の方。ただし、そのご契約が総代会当日有効に継続していること。

総代の職業・年齢別の構成等

2019年4月1日現在

●職業別分布

会社員	22名 (14.7%)
主婦	13名 (8.7%)
大学教授	3名 (2.0%)
言論界・ジャーナリスト	6名 (4.0%)
弁護士・医師	8名 (5.3%)
自営業者	49名 (32.7%)
会社役員	37名 (24.7%)
その他	12名 (8.0%)

●年齢別分布

70歳以上	2名 (1.3%)
60～69歳	48名 (32.0%)
50～59歳	53名 (35.3%)
40～49歳	40名 (26.7%)
39歳以下	7名 (4.7%)

●保険種別加入状況

個人保険	死亡保険	定期付終身保険等	64件 (5.3%)
		定期保険等	221件 (18.4%)
		積立型終身保険(含積立保険)	316件 (26.3%)
		介護保障保険	173件 (14.4%)
		医療保障契約等	363件 (30.2%)
		その他	1件 (0.1%)
生死混合保険	養老保険等	2件 (0.2%)	
		その他	3件 (0.2%)
		生存保険	8件 (0.7%)
個人年金保険		51件 (4.2%)	

●社員資格取得時期別分布

1993年以前	23名 (15.3%)
1994年～1998年	19名 (12.7%)
1999年～2003年	11名 (7.3%)
2004年～2008年	16名 (10.7%)
2009年～2013年	55名 (36.7%)
2014年以降	26名 (17.3%)

●地域別分布

北海道	7名 (4.7%)
東北	11名 (7.3%)
関東	65名 (43.3%)
中部	22名 (14.7%)
近畿	19名 (12.7%)
中国	8名 (5.3%)
四国	4名 (2.7%)
九州	14名 (9.3%)

総代(敬称略)

2019年4月1日現在 150名

北海道	大家悦子	千葉県	川井芳明	神奈川県	杉田敦	大阪府	竹村忠
北海道	小笠原正吾	千葉県	熊谷俊行	神奈川県	嶋俊一	大阪府	中村佳子
北海道	熊坂美佳	千葉県	郡昭夫	神奈川県	菱田淳子	大阪府	松原美代子
北海道	高島千景	千葉県	杉本文雄	神奈川県	堀康紀	兵庫県	岡田州史
北海道	田村総司郎	千葉県	高橋功	神奈川県	本多初穂	兵庫県	杉本敬
北海道	刀祢光夫	千葉県	百瀬厚子	神奈川県	山本正己	兵庫県	堀川隆二
北海道	真屋絶子	千葉県	山下雅史	神奈川県	吉田政雄	兵庫県	松岡政明
青森県	渡邊英彦	千葉県	雪田ひろみ	新潟県	齋藤公美	兵庫県	茂木立仁
岩手県	伊藤英明	東京都	石山健一	新潟県	永野道雄	奈良県	亀井紀子
岩手県	吉田ひさ子	東京都	伊藤守	新潟県	吉田徳治	和歌山県	武本恵美
宮城県	中村香代子	東京都	上田智大	富山県	田縄りつ子	鳥取県	徳田美子
宮城県	三塚浩平	東京都	魚谷雅彦	石川県	中村有紀	島根県	松岡泉
秋田県	金持之子	東京都	大川めぐみ	福井県	酒井佐知子	岡山県	高木晶悟
秋田県	西宮公平	東京都	岡藤正広	山梨県	広瀬昌訓	岡山県	横山基子
山形県	佐々木英夫	東京都	加羽澤光輝	長野県	西沢知恵美	広島県	北川日出夫
福島県	齋藤二三江	東京都	河野雅明	長野県	平林倫子	広島県	三浦真一
福島県	富永典子	東京都	薦田貴久	岐阜県	川崎賢二	山口県	金丸真明
福島県	渡邊順	東京都	近藤美智子	静岡県	鈴木淑恵	山口県	澤剛
茨城県	岡本敦志	東京都	齋藤充	静岡県	豊島勝一郎	徳島県	吉岡真喜男
茨城県	島岡恵美子	東京都	坂田雅敏	静岡県	平岡直子	香川県	星加素子
茨城県	飛田利恵	東京都	柴崎理砂	静岡県	安本晋	愛媛県	野本英里
茨城県	松金律子	東京都	鈴木康之	愛知県	大島宇一郎	高知県	浜田真衣
栃木県	稲葉美紀	東京都	園田鉄司	愛知県	小林太	福岡県	石橋聖子
栃木県	若林可奈子	東京都	高田淳	愛知県	高木英樹	福岡県	斎藤康德
群馬県	石井年晴	東京都	竹内ひろみ	愛知県	谷内かずみ	福岡県	坂井一賀
群馬県	前原宏之	東京都	田中精一	愛知県	中村昌輝	福岡県	林田直子
群馬県	松本詠子	東京都	寺井一郎	愛知県	水越智子	福岡県	宮崎浩之
埼玉県	岩切美佳	東京都	中村公一	愛知県	村上基子	佐賀県	西村学
埼玉県	河野菊美	東京都	平本美穂	愛知県	安田枝里	長崎県	平坂治子
埼玉県	幸田富	東京都	藤井祐子	三重県	大角志穂	熊本県	磧本多美子
埼玉県	佐々木隆之	東京都	穂苺裕久	三重県	松田菊代	熊本県	堀内義博
埼玉県	佐藤美由紀	東京都	三浦善司	滋賀県	吉岡伴子	大分県	園田文治
埼玉県	鈴木吉憲	東京都	三浦秀夫	京都府	高畑貴子	宮崎県	阪元文裕
埼玉県	引田和幸	東京都	宮川尚久	京都府	原田政佳	鹿児島県	笹原智美
埼玉県	山下飛鳥	東京都	山地徹	京都府	半崎政司	鹿児島県	本坊愛一郎
埼玉県	山本彰	東京都	和田健児	大阪府	小川文	沖縄県	町田智枝
千葉県	小川美樹子	神奈川県	岡本一郎	大阪府	奥田孝雄		
千葉県	奥野嘉夫	神奈川県	小林直子	大阪府	加藤正久		

○総代会に関するご意見については、書面にて下記までご送付ください。

〒168-8506 東京都杉並区和泉1-22-19 朝日生命保険相互会社 総代会事務局



第72回 定時総代会の開催概要

2019年7月2日に経団連会館(東京都千代田区)の2階国際会議場において、第72回定時総代会を開催いたしました。開催内容および質疑応答については以下のとおりです。

項 目	開 催 内 容
開 催 日 時	7月2日(火) 10時00分～11時26分(所要時間86分)
出 席 者 数	132名(総代数150名) (他に委任状17名、委任状込で合計149名)
議 長	代表取締役社長 木村 博紀
議 題	〔報告事項〕 1. 2018年度事業報告、貸借対照表、損益計算書および基金等変動計算書の内容報告の件 2. 相互会社制度運営報告の件 〔決議事項〕 第1号議案 2018年度剰余金処分案承認の件 第2号議案 社員配当金割当ての件 第3号議案 定款一部変更の件 第4号議案 総代候補者選考委員10名選任の件 第5号議案 取締役11名選任の件 第6号議案 監査役2名選任の件
質 疑 応 答	事前質問6名(質問数9問)、席上質問 なし 合計6名(質問数9問) 質疑応答の所要時間30分 回答者 議長または議長が指名した役員
質 問 事 項	1. 事前質問 ①2040年問題、2050年問題に向けた会社の考えについて ②介護保険マーケットにおける目標について ③働き方改革への取組みについて ④労働時間の管理等の取組みについて ⑤SDGs(持続可能な開発目標)の取組みについて ⑥デジタルトランスフォーメーションに関わる施策について ⑦FinTechを活用したサービス等について ⑧不妊治療を保障する商品の開発、販売について ⑨ご契約者懇談会の運営について 2. 席上質問 なし
傍 聴	傍聴者数15名(全て議場内傍聴)

第72回 定時総代会 質疑応答

事前質問



質問 1

いわゆる2040年問題、2050年問題(人口減少、少子高齢化、労働力の減少、気候変動、AIによる仕事の減少等々)と言われる将来に向けて、生命保険会社としての事業戦略、事業展望、会社のカタチに対して現時点でどのようなお考えをお持ちでしょうか。

回 答 木村社長

当社は、今後10年間、さらにはその先の社会情勢や事業環境を見据え、「人生100年時代の到来」、「健康増進意識の高まり」、「就業女性・シングル層の増加」等により生じる新たな保険ニーズを的確に捉えていくことにより、より一層の存在感を発揮することができるよう、3か年の中期経営計画「TRY NEXT」を策定し、2018年度にスタートさせております。

「人生100年時代」を踏まえた新たな保険ニーズに対しては、介護保険を中心とした「一人ひとりの“生きる”を支える」ための商品・サービスの開発、提供に注力しております。

特に「あんしん介護」シリーズは、発売以来大変ご好評をいただいております。昨年10月には、業界初となる公的介護保険制度の要支援2の状態から保障する「あんしん介護 要支援保険」をラインアップとして追加し、発売しております。

また、健康増進意識の高まりを踏まえた新たな商品・サービスの開発として、東京大学と共同で、医療ビッグデータの解析を通じた生活習慣病の重症化予測モデル構築等に向けた研究に着手しています。また、株式会社ディー・エヌ・エーの子会社であるDeSCヘルスケア株式会社と業務提携し、ヘルスケア型保険商品や健康増進サービスの共同開発にも取り組んでおります。

日本において総人口は減少を続けるものの、向こう10年で見ますと、高齢者世代の人口は同程度で推移し、単身世帯は増加するなど、国内マーケットには、まだ十分な成長余地があると考えております。ただし、その先まで見通した場合、国内マーケットの縮小は避けられないことから、長期的な視点で海外ビジネスへの取組みも進めているところです。

ご質問いただきましたとおり、我が国では、2040年頃に65歳以上の高齢者数がピークを迎えると予測されています。さらに、2050年頃には国内総人口が1億人まで減少し、65歳以上の方1人に対して20歳から64歳まで

の方1.2人で支える、いわゆる「肩車」型の社会となることが見込まれています。

20年、30年先のテクノロジーの発達や経済環境の変化は見通すことが難しい面はありますが、このような超高齢化社会においては、お客様一人ひとりの自助努力をサポートする民間の生命保険会社が担う社会的役割は、一層重要になると考えております。

このように、2040年、2050年といった将来を見据えた場合、当社としても、成長が見込まれる海外マーケットへの取組みについての検討をより本格化させるとともに、国内マーケットにおいても、お客様一人ひとりの自助努力をサポートする民間の生命保険会社として、それぞれの時代の環境変化に応じた的確な商品・サービスをお客様に提供することにより、対応してまいりたいと考えております。

質問
2

介護保険マーケットにおけるリーディングカンパニーとしてのシェアの早期確立とありますが、目標とする数字(シェア何%)はどのように考えていらっしゃるのですか。

回

答

木村社長

当社は、中期経営計画「TRY NEXT」において、介護保険マーケットでのブランド確立を目指し、その実現のために、商品・サービスなど、介護に関わる様々な取組みを推進しております。

具体的には、商品面では、保障内容を公的介護保険制度に完全連動させた「あんしん介護」をベースに、認知症に特化した商品や、要支援など軽度介護状態から給付を行う商品など、介護の商品ラインアップの拡充に努めています。サービス面では、ご契約者に対する介護相談サービスなどを提供する「介護あんしんサポート」や、確実に保険金等をお支払するために、予めご家族に契約内容をご了知いただく「ご契約内容ご家族説明制度」の展開などを推進しております。

また、ほぼ全職員を厚生労働省の推進する「認知症サポーター」に養成するなど、介護に関する職員育成にも力を注いでおります。

ご質問の目標数値についてであります。中期経営計画「TRY NEXT」では、こうした取組みを通じて、「業界No.1」のポジション確立に向け、新契約件数の目標数値を設定しております。具体的には中期経営計画最終年度である2020年度の目標水準を、2017年度差+6%の水準であります「新契約件数9万8千件」としております。

この介護保険の新契約件数におきましては、2016年度、2017年度と、当社は業界でNo.1の実績(平成29年・30年版インシュアランス生命保険統計号(保険研究所))を収めており、中期経営計画初年度である2018年度も、計画9万1千件に対し、約10万件の新契約を販売し、保有件数も約66万件に増加するなど、順調に推移しております。具体的なシェアは目標水準に設定していませんが、当社では、中期経営計画で掲げる新契約件数「業界No.1」を達成し、介護保険シェア拡大につなげていきたいと考えております。

質問
3

御社の働き方改革の取組みや今後の方向性についてご教示ください。

回

答

木村社長

現在、政府では国民の誰もが活躍できる「一億総活躍社会」の実現を掲げ、働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する「働き方改革」を推進しています。

4月には、働き方改革関連法が施行され、長時間労働を是正するための労働時間法制の見直し等がなされています。こうしたなか、当社においては、法令への適切な対応を図るとともに、会社の生産性向上と従業員満足度の向上を図るため、「働き方改革」を進めております。

昨年の10月に、「働き方改革」の推進に向け、課題の洗出しや意見集約、アクションプランの実行等を一元的に行うことを目的に社長を委員長とする「働き方改革推進委員会」を立ち上げ、「新しい価値の創造」、「ダイバーシティ」、「働きやすさ」の3つの視点で働き方改革に取り組むこととしています。

具体的には、「支社・営業所における報告業務」の削減やRPA(Robotic Process Automation 端末にインストー

ルすることで、様々な情報を取り出して作業を実行するソフトウェアロボット)などのテクノロジーを活用した本社部門の業務のさらなる効率化等に取り組んでおります。こうした取り組みによって生み出された時間を活用して、職員の成長や「新しい価値の創造」につなげていきたいと考えております。

一方、「ダイバーシティ」、「働きやすさ」につきましては、育児・介護のための短時間勤務制度を拡充するとともに、在宅勤務を試験的に導入するなど、多様な職員が活躍できる働きやすい職場環境の整備を進めています。

あわせて、長時間労働の改善に向けて、従前より実施している夜間・休日における端末利用の制限や毎週水曜日の定時退社運動の取組みを一層強化するとともに、計画年休制度における休暇付与日数の拡大等、休暇取得の促進に取り組んでおります。

当社は、働きやすい職場環境の整備や業務の削減・効率化などの取組みをさらに進め、会社の生産性向上と従業員満足度の向上を図っていききたいと考えております。

質問 4

近時の法改正等により、働き方改革が求められ当社のコンプライアンス上も労働環境の整備が今まで以上に重要な意味を持つと考えられます。そこで、特に

①労働者の残業時間の管理、把握や、長時間労働の抑止のための措置

②正規雇用と非正規雇用の間でいわゆる同一労働同一賃金が求められる中、待遇格差の是正のために検討していること、実施したこと

があれば、代表的なもののみで結構ですので、それぞれにご教示ください。

回 答 元田取締役

①従業員の労務管理については、労働時間を正確に把握するため、従業員に対して正しく勤務時間を入力することを徹底しております。あわせて、自己申告した始業・終業時刻と、客観的なデータである端末の稼働時間との間に一定程度の乖離がある場合、システムチェックを行うことで、正確な勤務時間の入力に向けた指導を行っております。

また、長時間労働の抑制に向けて、全社で毎週水曜日の定時退社運動に取り組むとともに、残業時間が所定の時間を超えた際のチェック機能を導入することで、長時間労働となった従業員の所属長に対する指導の徹底を図っております。

これらの取組みの成果として、2018年度は前年度と比較して一定程度の改善は図られております。引き続き、長時間労働の抑制に取り組んでまいります。

②正規雇用と非正規雇用の間では、いわゆる同一労働同一賃金が求められています。当社の正規雇用の職員と非正規雇用の職員では、職務内容、役割、責任、といった権限を明確に分けており、給与の支給水準や賞与の支給の有無等、一定程度の待遇差がございます。なお、本人の希望が前提ですが、非正規雇用の職員から正社員への登用も行っております。

今後、非正規雇用の職員の職務内容や役割、責任の範囲等を変更した場合には「働き方改革関連法」の内容をふまえ、客観的・具体的実態にあわせて、必要に応じて対応してまいります。

質問 5

今後SDGs、すなわち持続可能な開発目標を視野に入れた活動として、考えている施策はありますか。

回 答 石島取締役

SDGsは持続可能な社会の実現に向け、世界の課題解決を目的として国連において採択された2030年までの長期目標です。貧困や環境問題の解決、あるいは経済成長の実現など、17の目標が設定されており、我が国におきましても政府・民間が一体となった取組みを推進しているところです。

このような中、当社におきましても、SDGsを当社がCSR経営を推進する上での目標の一つに設定しております。

具体的には、SDGsの17の目標のなかで、生命保険事業を通じて、達成可能な10の目標を重要な取組み項目に設定しております。

一例を申し上げますと、当社は生命保険事業を通じて、保障の提供というものを行っていますが、この事業活動自体が、SDGsの「目標3：すべての人に健康と福祉を」への取組みに該当するものと考えております。

また、当社は資産運用におきまして、環境、社会、ガバナンスの要素を考慮した、いわゆるESG投融資に取り組んでおりますが、これは、「目標13：気候変動に具体的な対応を」という取組みに該当すると考えております。

なお、当社は、1963年より日本ユネスコ協会連盟を通じ、発展途上国の女性や子供たちへの教育支援を続けておりまして、今般、取締役会長の佐藤が同連盟の会長に就任いたしました。引き続きこの連盟を通じた支援活動を行うことにより、SDGsの目標である世界の貧困や教育普及といった問題解決に貢献してまいりたいと考えております。

今後も、当社の事業運営における様々な取組みを通じて、SDGsの達成に長期的に貢献を図ってまいりたいと考えております。

質問
6

デジタルトランスフォーメーションに関わる施策について今後の方向性を教えていただきたい。

質問
7

今後導入を予定または検討しているFinTechを活用した契約者向けのサービスがあればご教示いただきたいことと、導入によって期待される効果(収益確保やサービス向上、効率化によるコスト削減等)を教えてください。

回 答

下鳥執行役員

デジタルトランスフォーメーションとは、企業が将来の成長、競争力強化のために、ICT (Information and Communication Technology) いわゆる情報通信技術などのデジタルテクノロジーを活用して、新たな商品・サービスあるいはビジネスモデルを開発し、またそれを柔軟に変革していくことです。そして、このデジタルトランスフォーメーションを実現する新たな金融商品・サービスを総称してFinTechといいます。なお、FinTechとは「金融」を意味する「ファイナンス (Finance)」と「技術」を意味する「テクノロジー (Technology)」を組み合わせた造語です。

新たな金融サービスの身近な例として、スマートフォンを活用したキャッシュレス、あるいはデジタル通貨を使った決済サービスがあげられます。保険業界におきましても、保険会社がLINEやNTTドコモといったサービスの基盤を提供する会社と提携して、スマートフォン向けの保険を提供するなど、ICTを活用した新たな取組みは、今後も加速していくと考えています。

こうした環境認識のもと、当社におきましては、ICTを活用したお客様サービスの向上と同時に事務業務の効率化に取り組んでおります。

具体的には、営業職員用のタブレット型端末を活用し、保険のお申込み手続きやアフターサービス手続きを電子化いたしました。本年度は、給付金のご請求のお手続きについても電子化し、将来的にはお客様のスマートフォンからお客様ご自身で、いつでも請求できるサービスを導入いたします。これにより、ほぼ全てのお手続きがICTを活用して簡便で迅速に完了できることとなります。

FinTechを活用した契約者向けのサービスの導入効果については、こうしたお手続きの電子化は、お客様にとっては利便性の向上につながり、一方で、営業所で行っていた事務業務の大幅な削減につながってまいります。具体的には、2020年度までに営業所で行っていた保険のお手続きに係わる事務業務は全て無くなります。したがって、事務を行っていた職員の業務は、営業職員への教育といった営業関係業務へ完全にシフトいたします。

また、当社におきましては、AI (人工知能) を活用した新たな給付金査定システムを導入し、査定の自動化やお支払いの迅速化、効率化を進めてまいりました。加えて、RPA等を活用して、業務の効率化を図っていくことにより、2020年までの3か年で17万時間、当社における事務処理業務の2割に相当する業務量の削減を図ってまいります。

最後に、デジタルトランスフォーメーションについての今後の方向性ですが、最新技術であるICTやAIを活用して、まず1点目としては、東京大学との共同研究や株式会社ディー・エヌ・エーの子会社であるDeSCヘルスケア株式会社との業務提携を通じて新しい商品・サービスを提供していくこと、2点目としては、ビッグデータ分析を行って営業職員の営業活動を変革していくこと、3点目は、インターネットを活用して新しいビジネスモデルを開発していくこと、そして4点目は、徹底した事務業務の効率化・業務革新を行っていくこと、などを中心に、当社の独自性が発揮できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

質問
8

不妊治療に対する商品を開発、販売してほしい。

回 答 池田執行役員

不妊治療につきましては、費用が高額になること、治療がいつまで続くか分からないことから、経済面・精神面において非常に負担が大きく、こうした保障に対するニーズは高いものと認識しております。

一方で、保険商品として提供することを考えると、課題もございます。

1つ目は、不妊治療を受けるか受けないかというのは、お客様の判断によるということです。病気や災害による保障と異なり、お客様の判断で給付が発生するという特性がありますので、加入される方の公平性、それから適切な保険料の設定というところに課題がございます。

もう1つの課題としては、加入される方は将来、不妊治療を受ける可能性が高いお客様が多くなると予想されます。そうしますと、保険料と給付のバランスにおいて、お客様にとって魅力的な商品設計ができるかどうかというところに課題があると考えております。

ご指摘のとおり、不妊治療に対する保障はニーズもあります。また、朝日生命は女性のマーケットを当社の販売戦略上、重要なマーケットと考えております。以上のような課題を踏まえまして、お客様ニーズに適合するような商品開発を継続して進めていきたいと考えております。

質問
9

保険が身近に感じられるよう、ご契約者懇談会の場で、具体的な支払事例(「お役に立った事例」)を紹介する時間を設けたらどうか。

回 答 井口取締役

当社では、全国各地のご契約者の皆様から広くご意見・ご要望を直接お伺いし、会社経営に反映していくこと、また、当社や生命保険に関する知識を深く広めていただく事を目的として、全国58の支社でご契約者懇談会を開催しております。

今いただきましたご意見は、このご契約者懇談会の趣旨に非常に沿うものと思っておりますので、早速今年度開催のご契約者懇談会から、お支払い事例等をご紹介する機会を設けていきたいと考えております。

ご参考までに、昨年度2018年度のお支払実績の一部を申し上げます。

お亡くなりになりましたお客様にお支払いをいたします死亡保険金は、約2万1千件、お支払の総額としては約801億円でございました。

それから、ご病気ですとかお怪我で入院、または手術をされたお客様にお支払いをする給付金は、約48万3千件、お支払の総額としては約717億円でございました。

また、昨年度のご契約者懇談会におきましては、79名の総代の皆様にご出席をいただきました。

今年度も、支社によりまして開催の時期は異なりますけれども、12月から2月の間にかけてご契約者懇談会を開催してまいりたいと考えております。ぜひとも総代の皆様のご出席を賜りたいと思っておりますので、何卒よろしくお願いたします。

評議員会

評議員会

評議員会は、当社の社員(ご契約者)および学識経験者等によって構成され、社員から寄せられた会社経営に関するご意見や、取締役会が助言を求めた会社経営に関する事項について審議を行っています。

また、全国各地で開催している「ご契約者懇談会」で寄せられた会社経営に関するご意見なども評議員会に諮っています。

評議員(五十音順・敬称略・2019年4月1日現在)

魚谷 雅彦	株式会社資生堂 社長
岡本 一郎	日本軽金属ホールディングス株式会社 社長
亀井 淳	株式会社パートナーズ企画 代表取締役
郡 昭夫	株式会社ADEKA 会長
小室 淑恵	株式会社ワーク・ライフバランス 社長
杉谷 陽子	上智大学経済学部 教授
角田 大憲	弁護士
西野 和美	一橋大学大学院経営管理研究科 准教授
水野 正人	ミズノ株式会社 相談役会長
宮川 尚久	古河機械金属株式会社 社長
宮村 百合子	税理士

評議員の構成

(2019年4月1日現在)

年齢(歳)	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	合計
人数(名)	1	1	2	4	3	11



2018年度 評議員会

会社経営に関するご意見については、書面にて下記までご送付ください。
〒168-8506 東京都杉並区和泉1-22-19 朝日生命保険相互会社 評議員会事務局

ご契約者懇談会

ご契約者懇談会

広く全国各地のご契約者の皆様からご意見・ご要望を直接お伺いし、会社経営に反映させること、また、生命保険および当社に関する説明、報告を行うことにより、当社と生命保険についてより深くご理解いただくことを目的として1975年から開催しています。

「ご契約者懇談会」の開催案内については、開催前の一定期間、ホームページや各支社の店頭にポスターを

掲示すること等により、広くお知らせしています。

ご出席された方々よりいただいたご意見・ご要望につきましては、お客様サービスの改善等、お客様満足の向上のための取組みに反映させています。

また、「ご契約者懇談会」においては、総代にご出席いただく等、総代会との連携強化に努めています。

2018年度の開催状況

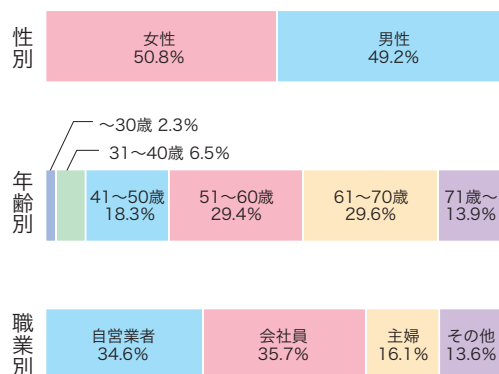
2018年度は、2018年12月から2019年2月にかけて、全国58支社で開催し、79名の総代を含む1,123名のご契約者にご出席いただき、「当社の事業活動や経営戦略」等について説明を行いました。



2018年度ご契約者懇談会

ご契約者懇談会 ご出席者の内訳

(2018年度)



主なご意見・ご要望・ご質問

1 会社経営全般

- 広告宣伝活動について
- インターネット販売等、今後のマーケット戦略について
- 情報通信技術 (ICT) 等の取組みについて

2 商品・サービス関係

- 貯蓄性の高い商品の開発について
- 健康診断の結果で保険料を割引く商品の開発について
- 80歳以降も加入できる商品の開発について

3 営業職員関係

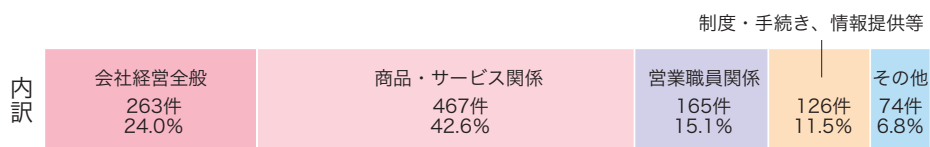
- 定期訪問によるアフターフォローの充実について
- 人生100年時代を見据えた商品提案について
- 担当者が休暇時のバックアップ体制について

4 制度・手続き、情報提供等

- インターネットやスマホ等による諸手続きについて
- インターネットを活用したサービスについて
- パンフレット等に記載の商品説明について

ご契約者懇談会におけるご意見・ご要望・ご質問の内訳

(2018年度)



取締役会、監査役会、指名・報酬委員会

取締役会

取締役会は、取締役の役割・責務を適切に果たすために必要な知識・経験・能力を有する者で構成し、取締役の員数を15名以内としています。また、「社外役員の独立性判断基準」*を満たす社外取締役を2名以上

選任し監督機能を強化するとともに、取締役会全体として適正な規模と多様性を確保しています。

※「コーポレートガバナンス基本方針」第8条に掲載。

監査役会

監査役の員数は5名以内とし、その半数以上を社外監査役としています。また、原則として、「社外役員の独立性判断基準」を満たす社外監査役を2名以上選任しています。

監査役会は、監査に関する意見を形成する唯一の協議機関かつ決定機関であり、すべての監査役で組織しています。

指名・報酬委員会

取締役および執行役員の名指・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するた

め、取締役会のもとに、原則として過半数を社外取締役で構成する、指名・報酬委員会を置いています。

コーポレートガバナンス基本方針

当社のコーポレートガバナンスの透明性・公正性を表明することを目的として、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、組織機構および運営方針を定めた「コーポレートガバナンス基本方針」を作成し、2015年12月に公表しました。当基本方針に則り、実効的なコーポレートガバナンスを実現し持続的な成長と中長期的な企業価値向上に取り組んでいます。

コーポレートガバナンス基本方針

第1条 目的

本基本方針は、朝日生命保険相互会社(以下、「当社」という)の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現することを目的として、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、組織機構、運営方針を定めるものである。

第2条 コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

1. 当社は、生命保険事業が社会保障制度と共に日本の社会を支えていく重要な使命を担っているとの認識のもと、お客様、社会、従業員に対する責任を果たしていくことを企業活動のベースとする「まごころの奉仕」を経営の基本理念として掲げる。
2. 当社は、前項の経営の基本理念のもと、「お客様満足の向上を最優先とした経営の実践」、「ゆたかな社会づくりにかわり続けることによる社会との共生」、「人が育つ職場作り、働きやすい職場づくりを通じた従業員満足の向上」を基軸としたCSR経営を推進し、各ステークホルダーとの適切な協働に努めるとともに、当社の健全性を維持しつつ、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うため、実効的なコーポレートガバナンスの実現に取り組むこととする。

第3条 コーポレートガバナンス体制(経営組織機構)

1. 当社は、保険会社のみ認められる会社形態である相互会社組織とし、社員となるご契約者一人ひとりが会社を構成する。
2. 当社は、最高意思決定機関として、社員総会に代わるべき機関として総代会を置き、社員の中から選出された総代でこれを構成する。
3. 当社は、保険業法上の機関設計として監査役会設置会社を選択する。
4. 当社は、取締役会が、会社経営の基本事項を決定するとともに取締役の職務の執行を監督し、監査役が、社員からの負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査する。
5. 当社は、経営の意思決定および監督と、業務執行とを分離し、業務執行の権限と責任の明確化および意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を採用する。

6. 当社は、取締役および執行役員の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会のもとに、原則として過半数を社外取締役で構成する、指名・報酬委員会を置く。

第4条 取締役会・取締役の役割・構成

1. 取締役会は、経営の基本方針、法令・定款・社内規程に定める重要事項を除く決定については、社長または経営会議に委任する。
2. 取締役会は、取締役の役割・責務を適切に果たすために必要な知識・経験・能力を有する者で構成し、定款の定めに従い取締役の員数を15名以内とする。また、第8条に掲げる社外役員の独立性判断基準を満たす社外取締役を2名以上選任し監督機能を強化するとともに、取締役会全体として適正な規模と多様性を確保する。

第5条 取締役・執行役員の選任・解任

1. 取締役候補者・執行役員の選任にあたっては、以下の事項を満たす者とし、指名・報酬委員会にて審議のうえ、取締役会にて決定する。
 - (1) 取締役候補者については、当社の経営管理の的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有し、かつ十分な社会的信用を有すること
 - (2) 社外取締役候補者については、前号の選任要件に加え、保険業法に定める社外取締役であること、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上の観点から経営方針・経営改善に係る助言を行えること、取締役および執行役員の選解任等の取締役会の重要な意思決定を通じた経営の監督等を行えること
 - (3) 執行役員については、取締役会の決定した経営方針に基づき、業務執行の責任者として担当業務を執行できること
2. 取締役・執行役員が以下のいずれかに該当する場合、指名・報酬委員会にて審議のうえ、取締役については総代会、執行役員については取締役会に解任議案を付議し、それぞれの決議に基づき解任する。
 - (1) 不正または不当な行為があったとき
 - (2) 業務上の都合により解任が必要と取締役会が判断したとき
 - (3) その他ふさわしくないと取締役会が判断したとき

第6条 監査役会・監査役の役割・構成

1. 監査役は、社員からの負託を受けた独立の機関として、取締役会その他重要な会議への出席、取締役、使用人および会計監査人等から受領した報告内容の検証、会社の業務及び財産の状況の監査等を通じて、取締役の職務の執行を監査する。
2. 監査役は、定款の定めに従い監査役の員数を5名以内とし、その半数以上を社外監査役とする。また、原則として、第8条に掲げる社外役員の独立性判断基準を満たす社外監査役を2名以上選任する。
3. 監査役会は、監査に関する意見を形成する唯一の協議機関かつ決定機関であり、すべての監査役で組織する。

第7条 監査役候補者の選任

監査役候補者の選任にあたっては、以下の事項を満たす者とし、監査役会の同意を得たうえで、取締役会にて決定する。

- (1) 監査役候補者については、当社の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有し、かつ十分な社会的信用を有すること
- (2) 社外監査役候補者については、前号の選任要件に加え、保険業法に定める社外監査役であること

第8条 社外役員の独立性判断基準

社外役員の独立性判断基準については、以下の事項とする。

- (1) 直近3事業年度において、当社を主要な取引先とする会社等の業務執行者または当社の主要な取引先の業務執行者でないこと
- (2) 直近3事業年度において、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、または法律専門家でないこと
- (3) 直近3事業年度において、前各号に掲げる者の近親者でないこと

第9条 取締役・執行役員の報酬

取締役および執行役員の報酬等については、以下に基づき、指名・報酬委員会にて審議のうえ、取締役会にて決定する。

- (1) 取締役(社外取締役を除く)および執行役員の報酬は、固定報酬部分および変動報酬部分で構成し、変動報酬部分は、会社業績・組織業績・個人貢献度等を反映する。
- (2) 社外取締役を含む非常勤取締役の報酬は、固定報酬とする。

第10条 指名・報酬委員会の役割・構成

1. 指名・報酬委員会は、取締役会の決定事項のうち、取締役および執行役員の選任・解任等に関する事項、会長・社長等の選定・解職等に関する事項、取締役および執行役員の報酬等に関する事項について審議し、それを踏まえ取締役会が決定する。
2. 指名・報酬委員会は、会長、社長、および社外取締役で構成し、原則として、その過半数を社外取締役とする。
3. 指名・報酬委員会の委員長は、社外取締役の中から選定する。

第11条 ご契約者(社員)との建設的な対話

1. 当社は、ご契約者と取締役・執行役員をはじめとする役職員とが直接対話を行い、幅広い年齢や職業のご契約者からの意見・要望をいただき、これを経営に反映させること等を目的として、全国の支社等でご契約者懇談会を開催する。
2. ご契約者懇談会での意見・要望等については、総代会および取締役会等に報告するとともに、会社経営に反映する。

第12条 改廃

本基本方針の改廃は、取締役会の決議をもってこれを行う。

内部統制システムの基本方針

当社は、業務の適正を確保するため、コンプライアンス体制やリスク管理体制などの内部統制システムの基本方針を次のとおり策定しています。

内部統制システムの基本方針

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、「法令、社内規程および社会的規範を遵守すること」、すなわちコンプライアンスを経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、コンプライアンスの企業文化としての定着を図るため、次の体制を構築することとする。

- ・社長を議長とし、経営会議メンバーおよび社外弁護士を構成員とする「コンプライアンス会議」を設置し、コンプライアンスについての協議を行うとともに、事業年度ごとにコンプライアンスの実行計画を策定し、その推進状況を定期的に検証する。
- ・全役職員が具体的に遵守すべき規程を制定し、「コンプライアンスマニュアル」等により、全役職員への周知・徹底を図る。
- ・各所属において所属長をコンプライアンス推進の責任者と位置づけるとともに、コンプライアンスの統括部署が全社のコンプライアンスに関する具体的な取組みを横断的に統括し、各所属のコンプライアンス推進状況の確認や改善指導を行う。
- ・市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携のうえ、毅然とした姿勢で組織的に対応し、関係遮断の徹底を図る。
- ・職員等から不正行為の通報を受け付ける社内相談窓口および弁護士を窓口とする社外相談窓口を設置することとし、通報者に対する不利益処分等は行わない。

なお、他の業務執行部門から独立した内部監査部による内部監査を通じて、各組織の内部管理態勢の適切性・有効性を検証する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令・社内規程にもとづき、取締役会議事録、経営会議議事録その他取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存し、管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理を経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、リスク管理体制の整備・強化を図る。

このため、全社的なリスク管理の方針を制定し、当社が管理するリスクを特定したうえで、管理手法や管理体制等を定める。

また、緊急事態が発生した場合に、迅速な対応を行うための体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会において、経営計画等の会社経営の基本事項を決定するとともに、定期的に業務執行状況の報告を受けること等を通じて、取締役の職務執行の監督等を行う。

また、経営会議において、取締役会付議事項の立案および取締役会から委任された事項の決定を行い、業務執行上の迅速な意思決定を行う。

取締役会および経営会議付議事項ならびに業務分掌については、「取締役会規則」および「職務権限規程」に明記し、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制とする。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務諸表作成に係る内部統制システムを整備・運用し、評価することにより、財務諸表の記載内容の適正性を担保し、財務報告の信頼性の確保を図る。

6. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、実質子会社の業務の健全かつ適切な遂行の確保を目的に、次の体制を構築することとする。

- ・実質子会社が、各社の規模・特性を踏まえた取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、損失の危険の管理に関する規程その他の体制、および実質子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われる体制の整備・強化を図るよう管理・指導する。
- ・実質子会社の取締役等の職務の執行に係る事項を当社に報告する体制を整備する。
- ・実質子会社の管理・指導を行う社内規程を定め、健全性の確保等に努める。
- ・当社より非常勤取締役・監査役を派遣し、経営状況等のチェックを行うとともに、定期的に内部監査部門による検証を行う。

7. 監査役を補助すべき使用人に関する事項

当社は、監査役に直属する組織として監査役室を設置し、監査役の監査業務を補佐する専属の使用人を置く。当該使用人は、取締役の指揮・監督を受けず、監査役の指揮命令下、その職務を遂行し、監査役に対してその責任を負う。

また、監査役の当該使用人に対する指揮命令が実効的に行われるために、必要な知識と経験を備えた者を継続的に配置するとともに、当該使用人の人事異動、勤務考課および懲戒処分については、監査役会が指名する監査役の同意を必要とする。なお、監査役室には若干名の兼務者を配置し、必要あるときは、監査役の補助業務を担当させる。

8. 監査役への報告体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、当社の取締役または使用人および実質子会社の取締役、監査役、使用人が、法令に定める事項に加え、経営上重大な影響を及ぼすおそれのある事実を発見または報告を受けた場合に、直ちに監査役に報告する体制を整備するとともに、当該報告をした者に対する不利益処分等は行わない。

また、代表取締役は、監査役会と定期的に意見交換会を開催し、意思の疎通を図り、その他の取締役も積極的に監査役との意見交換を行う。

なお、円滑かつ実効的な監査活動のために、監査役会と会計監査人、内部監査部門等の連携に配慮する。また、監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理については、監査役からの求めに応じる体制とする。

コンプライアンス(法令等遵守)への取り組み

当社は、健全・透明・公正な事業活動を行い、お客様の信頼にお応えするため、コンプライアンス(法令、社内規程および社会的規範を遵守すること)を経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、コンプライアンスを推進するとともに、企業文化としての定着化を図っています。

全役職員が適法・適正な業務を常に心がけ、違法・不適正な業務の防止を図るとともに、万一、違法・不適正な業務が発生した場合には、迅速・的確な対応を図ることとしています。

基本方針・遵守規準等

全役職員が遵守すべき基本方針および遵守すべき規準として、それぞれ「コンプライアンス基本方針」および「コンプライアンス遵守規準」を制定しています。これらは、「コンプライアンスマニュアル」への掲載や研修等により周知・徹底しており、全役職員がその趣

旨・内容を踏まえて、業務を遂行しています。

また、コンプライアンスの実行計画である「コンプライアンスプログラム」を策定し、その推進状況を定期的に検証することなどにより、より高度なコンプライアンス態勢を目指した取り組みを行っています。

組織・体制

社長を議長、経営会議メンバーおよび社外弁護士を構成員とする「コンプライアンス会議」において、社外弁護士からの専門的な意見等を得ながら、経営の最重要課題のひとつであるコンプライアンスについての協議を行っています。また、コンプライアンスの統括部署である「コンプライアンス統括部」が、コンプライアンスに関する具体的な施策を推進しています。

本社各部署、各統括支社・支社においては、各組織のコンプライアンス推進の責任者として「遵守責任者」「遵守推進者」を任命し、コンプライアンスの徹底を図っています。さらに、「コンプライアンス統括部」に

配置した「シニアコンプライアンス・オフィサー」が各組織によるコンプライアンス推進状況の確認や改善指導を行うことで、コンプライアンス態勢を強化しています。

また、職員等から不正行為の通報を受け付ける社内相談窓口として「内部通報相談窓口」を「コンプライアンス統括部」に設置するとともに、社外相談窓口を設置し、弁護士が相談を受け付けており、事実確認のうえ、必要に応じて是正措置を講じています。さらに通報者が不利益処分とされないよう明確に定め、安心して通報・相談を行える環境整備に取り組んでいます。

教育・研修

コンプライアンスに関する基本方針、その推進体制および具体的な事例解説等を掲載した「コンプライアンスマニュアル」を作成しています。本マニュアルは、全役職員が業務を遂行する際に参照するなどして活用

しています。

また、会議、研修等を通して、コンプライアンスに関する教育や知識付与を行い、コンプライアンスの推進・徹底に向け、積極的に取り組んでいます。

コンプライアンス基本方針

当社は、「法令、社内規程および社会的規範を遵守すること」、すなわちコンプライアンスを経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、コンプライアンスの企業文化としての定着を図る。

このため、社長を議長とし、経営会議メンバーおよび社外弁護士を構成員とする「コンプライアンス会議」を設置し、コンプライアンスについての協議を行うとともに、事業年度ごとにコンプライアンスの実行計画を策定し、その推進状況を定期的に検証する。

また、全役職員が具体的に遵守すべき規準を制定し、「コンプライアンスマニュアル」等により、全役職員への周知・徹底を図る。

さらに、各所属において所属長をコンプライアンス推進の責任者と位置づけるとともに、コンプライアンスの統括部署が全社のコンプライアンスに関する具体的な取り組みを横断的に統括し、各所属のコンプライアンス推進状況の確認や改善指導を行う。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携のうえ、毅然とした姿勢で組織的に対応し、関係遮断の徹底を図る。

これらに加えて、職員等から不正行為の通報を受け付ける社内相談窓口および弁護士を窓口とする社外相談窓口を設置することとし、通報者に対する不利益処分等は行わない。

コンプライアンス遵守規準

「コンプライアンス遵守規準」は、朝日生命役職員が業務の遂行にあたり、法令、就業規則、その他の職務に関する規程ならびに社会的規範に基づき、健全・透明・公正な事業活動を行っていくための遵守すべき基本原則・規準を明示したものです。また、社会の良き市民として尊重すべき規準を併せて明示しています。朝日生命役職員は、本規準ならびにその精神を遵守し、社会倫理に則した行動の徹底と当社の信用の向上に努めなければなりません。また、他の役職員の本規準に反する行為を黙認してはなりません。

第Ⅰ章 業務遂行上の規準

第1条(公正・透明・自由な競争の確保)

1. 職務遂行にあたっては、関連する法令・社内規程および社会的規範を遵守する。
2. カルテル行為、不当な取引の強要、総代・契約者に対する不正な便宜・利益の提供、インサイダー取引等、不正・不当な取引・行為を排除し、市場ルールに則った公正・透明・自由な競争を行う。

第2条(適正な保険事業およびお客様サービス)

1. 民法・商法・保険業法、その他の保険募集に係わる関連法令・社内規程を遵守するとともに、これら法令・規程の趣旨を十分に理解・尊重し、適正な募集活動を行う。
2. 保険金・給付金等の諸支払等について、これを適切に行う。また、特定のお客様に対する不公正な取扱いや不当な利便の提供を行ってはならない。
3. お客様に信頼され、ご満足いただけるよう、広くお客様の声をお聞きしたうえで、お客様のニーズに応えられる質の高い商品およびお客様の視点に立ったサービスを提供する。

第3条(適正かつ健全な資産運用)

お客様の資産の受託者として、法令・社内規程に則った適正なプロセスを通じて、健全かつ効率的な資産運用を行う。

第4条(適切かつ厳正な情報管理)

お客様のプライバシー保護の重要性を十分認識し、お客様データその他の社内情報の取扱いについては、社内規程に則り適切かつ厳正に管理する。

第5条(お客様・社外関係者との節度ある取引関係の確保)

1. お客様・社外関係者との間で、以下の行為を行ってはならない。
 - ①商慣習の枠を超え、社会一般の接遇として容認され難い接待や金品の贈答等を行うこと、またはそれらを受けること
 - ②その他誤解を招く恐れのある金銭的利害関係を持つこと
2. 公務員およびこれに準ずる者(みなし公務員)に対しては、接待、金品の贈答、便宜の提供等を行ってはならない。

第6条(反社会的勢力との関係遮断)

1. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、金品の供与はもとより、寄付金・賛助金の提供、および情報誌の購読等の諸要求に対し、公私を問わず断固として拒絶する。
2. 反社会的勢力との関係を遮断するため、適宜、警察、弁護士等の外部専門機関と連携し、組織として適切な対応を行う。なお、反社会的勢力からの不当要求に対しては、民事と刑事の両方から法的対応を行う。
3. 反社会的勢力への資金供与や重大犯罪から生じた収益のマネー・ローンダリング(資金洗浄)を防止する。

第7条(公正・効率的な会社資産・公金の使用)

会社の資産・事業費の公正・効率的な活用に努め、公私混同・冗費の支出等、不適切・不正な使用はしてはならない。

第8条(良好な職場環境・社内秩序の確保)

1. 就業規則・労働協約等を遵守し、健全・効率的・快適な職場環境を確保する。
2. 役職員間で、以下の行為を行ってはならない。
 - ①金銭貸借およびこれに準ずる行為
 - ②社会通念上相当と認められる範囲を超える儀礼的な贈答等

第9条(経営情報の開示)

お客様や社会に対し、事業活動に関する情報を正確かつ積極的に伝える。

第Ⅱ章 社会の良き市民としての規準

第10条(社会貢献活動の推進)

社会の健全かつ持続的な発展に向け、社会貢献活動に積極的に取り組む。

第11条(人権・人格の尊重)

個人の人権・人格を尊重し、かつ「人権に関する宣言」を認識するとともに、あらゆる差別、セクシュアル・ハラスメント等につながる行為を行ってはならない。

第12条(環境への配慮)

環境問題に留意し、環境に悪影響を及ぼすことのないよう十分配慮する。

第13条(私人としての規準)

公共性の高い事業に携わっていることを自覚し、社会生活においても常に自らの倫理観を高め、社会的良識をもって行動する。

生命保険業務に関する指定紛争解決機関について

一般社団法人生命保険協会は、保険業法に基づき生命保険業務に関する紛争解決業務を行う者の指定を受けた紛争解決機関です。当社は、2010年10月1日付で、一般社団法人生命保険協会との間で紛争解決等業務に関する「手続実施基本契約」を締結しております。

当社ホームページに「生命保険業務に関する指定紛争解決(ADR)機関について」を掲載しております。

2010年10月1日以降、当社の商品パンフレット、「ご提案書(契約概要)」、「ご契約のしおりー定款・約款」、「重要事項説明書(注意喚起情報)」等に指定紛争解決機関について下記の説明を記載しております。

指定紛争解決機関について

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/contact/>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

反社会的勢力との関係遮断に向けた対応

基本認識

当社は、反社会的勢力との関係を遮断することの重要性を認識し、会社の重要方針等に以下のとおり定めています。反社会的勢力とは、保険契約をはじめ一切の取引は行いません。

会社の重要方針等

【内部統制システムの基本方針・コンプライアンス基本方針 抜粋】

市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携のうえ、毅然とした姿勢で組織的に対応し、関係遮断の徹底を図る。

【コンプライアンス遵守規準 抜粋】

第6条(反社会的勢力との関係遮断)

- (1) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、金品の供与はもとより、寄付金・賛助金の提供、および情報誌の購読等の諸要求に対し、公私を問わず断固として拒絶する。
- (2) 反社会的勢力との関係を遮断するため、適宜、警察、弁護士等の外部専門機関と連携し、組織として適切な対応を行う。なお、反社会的勢力からの不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。
- (3) 反社会的勢力への資金供与や重大犯罪から生じた収益のマネー・ローンダリング(資金洗浄)を防止する。

態勢および取組み

コンプライアンス会議傘下の「反社会的勢力対策委員会」では、反社会的勢力との関係遮断、不当要求等の被害防止に向けた諸対策の実施について、全社的かつ広範囲な協議を行い、態勢の強化を図っています。

反社会的勢力は、役職員を標的として不当要求を行ったり、身に危険を及ぼすような行為を行うことも懸念され、防犯の観点からも平時より対応態勢を整えており、事案が発生した場合には組織として対応します。

また、所轄警察署や暴力追放運動推進センターおよび弁護士等の外部専門機関との緊密な連携体制の構築に努めています。

お客さまへの販売・勧誘にあたって

朝日生命は、生命保険その他の金融商品の販売にあたりましては、以下の基本姿勢をもってお客さまに信頼をいただける販売活動を行います。

1.法令等の遵守

社会規範および保険業法、保険法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法等の法令を遵守し、お客さまにご満足いただける適正な業務を行います。

2.適切な勧誘

お客さまの状況やご意向に基づき、必要な保障額など具体的なニーズをご一緒に考えながら、お客さまのライフスタイルを踏まえたコンサルティングを行い、お客さまのご意向に沿った商品のご提案をいたします。

ご高齢の方をご契約者とする生命保険契約については、お客さまのご意向と一緒に確認しながら十分ご理解いただけるよう、より丁寧な勧誘に努めてまいります。

未成年者、特に15歳未満を被保険者とする生命保険契約については、適正な保険金額を設定した上で、お客さまのご意向を踏まえた勧誘に努めてまいります。

また、お客さまへの訪問・連絡等に際しては、お客さまにとってご無理のない場所、時間帯、方法によることを心がけます。

3.重要事項の説明

商品のご提案およびご契約の申込みの際には、お客さまに商品内容、ご契約の内容等の重要事項をご理解いただけるよう努めてまいります。

変額保険、投資信託等の投資性商品については、お客さまの年齢、投資経験、加入目的等を踏まえ、商品およびリスクの内容について十分な説明に努めてまいります。

4.お客さまに関する情報の保護

プライバシー保護の重要性を認識し、お客さまに関する情報については、適正かつ厳正に管理いたします。

5.教育・研修

お客さまの期待、信頼にこたえるために必要な資格の取得および知識の向上に努めてまいります。

お客様情報の保護

情報資産を適切に保護するための管理態勢

当社では、お客様の契約情報ならびに健康情報等の重要な情報を業務上必要な範囲内でお預かりしており、お客様に関する情報の保護を重要な経営課題のひとつとして認識しています。さらに、「個人情報の保護に関する法律」「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」をはじめとする関連法令等を踏まえ、お客様情報・個人情報・特定個人情報の保護態勢を確立し、厳正な取扱いを推進しています。

当社の情報資産を適切に保護するための基本方針である「セキュリティポリシー」を制定し、全役職員が「契約者に対する責任」および「社会に対する責任」を果たし、更なる信頼度向上を目指すために、情報資産の安全性(セキュリティ)を確保・向上させることが当社の重要課題であると認識し、健全かつ適切な管理運営態勢の確立に努めています。

お客様情報の管理態勢

当社の「最重要情報資産」であるお客様に関する情報の取扱いに関しては、「コンプライアンス遵守規準」において適切かつ厳正な情報管理をすることを定め、お客様情報・個人情報・特定個人情報の保護の強化を図っています。

また、「お客様情報・個人情報・特定個人情報の保護に関する規程」により、お客様情報等の保護に対する責務と役割の明確化、社内の安全管理措置の整備・推進等を図っています。あわせて、「個人情報保護方針」をホームページや店頭にて公表しています。

具体的な取組みの内容

主な取組みとしては、社内インフラの整備をはじめ、定期的な社内検査・監査の実施および教育・啓

発活動等を通じたお客様に関する情報管理の徹底を図っています。

〈社内インフラの整備〉

- ①お客様情報の取扱方法等を具体的に記載した「事務手続要領書」による手順の明確化
- ②お客様情報が記載された帳票・リスト等への情報区分・作成年月日・保存期間・担当所属名等の表示、お客様情報が記載された帳票の削減・表示内容の削減・ペーパーレス化による管理
- ③お客様に関する情報をはじめとする情報資産の物流の安全化に向けた対応、「社内便授受管理システム」の実施

- ④営業用携帯端末「スマートアイ」で使用するお客様情報や事務用端末等で作成した文書ファイルの本社サーバでの一元管理、端末内データの暗号化の実施
- ⑤お客様情報への不正アクセス・不正情報取得・情報漏えい等を防止するために、不正侵入防御システムやウイルス対策ソフト等による対策を実施

〈社内教育・啓発活動〉

- ①「お客様情報保護強化月間」(年3回)を設定し、お客様情報保護に関する全役職員等の教育・啓発およびお客様情報等の安全管理の強化に向けた諸対策を実施

- ②所属内での各種会議、朝礼、研修等を通じた全役職員等への社内教育の実施

個人情報保護方針

当社(朝日生命保険相互会社)は、お客様からの信頼を第一と考え、「個人情報の保護に関する法律」(以下、個人情報保護法)「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、番号法)および関連する法令、一般社団法人生命保険協会の定める指針等を遵守し、以下の考え方に沿って、お預かりしたお客様に関する個人情報および特定個人情報の保護に取り組んでまいります。また、適正な個人情報および特定個人情報の保護を実現するため、この方針を必要に応じて見直し、継続的に改善してまいります。

1.個人情報および特定個人情報の利用目的

当社は、以下の目的の範囲内で、業務上の必要に応じ、個人情報および特定個人情報を利用いたします。

(1) 個人情報

- ・ 当社の保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ・ 当社または関連会社・提携会社の各種保険商品・金融商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ・ 当社業務の情報提供・運営管理、市場調査、商品・サービスの開発・研究
- ・ 当社の与信判断・与信後の管理

<当社職員等の個人情報の利用目的>

- ・ 人事・労務管理、教育研修、総務・福利厚生・給与計算その他の業務運営に必要な範囲内での雇用関係または委任関係の管理
- ・ 保険募集人登録、お客様サービスその他の当社業務遂行上必要な範囲内での職員(退職者を含む)管理
- ・ 当社職員採用判断・入社後の人事管理
- ・ 当社業務を適正に運営するために必要な範囲内での確認・監査

(2) 特定個人情報

- ・ 保険契約に基づく法定調書作成事務
- ・ 報酬・料金等の法定調書作成事務
- ・ 不動産の使用料、譲受けの対価等の法定調書作成事務
- ・ 非課税制度を利用する財形事務
- ・ 退職所得申告に関する企業年金事務

<当社職員等の特定個人情報の利用目的>

- ・ 報酬・料金等の法定調書作成事務
- ・ 給与所得・退職所得・公的年金等の法定調書作成事務
- ・ 健康保険・厚生年金・雇用保険届出事務
- ・ 国民年金の第3号被保険者の届出事務

2.取得する個人情報および特定個人情報の種類

上記の利用目的に必要なお客様の個人番号・住所・氏名・生年月日・性別・健康状態・職業等の情報を取得させていただいております。

3.個人情報および特定個人情報の取得方法

情報の取得にあたっては、個人情報保護法、番号法および関連する法令等に照らし適正な方法によるものとします。

(1) 個人情報

主に申込書・契約書やアンケートにより、お客様の個人情報を取得させていただいております。また、キャンペーン等の実施によりインターネット・はがき等で情報を取得させていただく場合があります。

(2) 特定個人情報

主に個人番号専用の申告書によりお客様の個人番号および特定個人情報を取得させていただいております。

4. 個人情報および特定個人情報の第三者への提供

以下のいずれかに該当する場合を除いて、お客様に関する個人情報および特定個人情報を第三者に提供することはありません。

(1) 個人情報

- ① お客様ご本人の事前の同意がある場合
- ② 法令に基づく場合
- ③ 人の生命・身体・財産の保護(または公共の利益)のために必要がある場合であって、お客様ご本人の同意を得ることが困難であるとき
- ④ 一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社等との間で生命保険制度を健全に運営するために共同で利用する場合
- ⑤ 守秘義務を明記した契約を締結する等の適切な安全管理に基づき利用目的の達成に必要な範囲で業務委託を行う場合
- ⑥ 個人情報保護法に定められたお客様ご本人の同意を要しないお客様に関する個人情報を提供することが認められている手続きに則して提供する場合
- ⑦ 保険契約の引受リスクを適切に分散するために再保険会社と再保険契約を締結する場合

(2) 特定個人情報

- ① 税法の規定に基づき、お客様の個人番号が記載された法定調書を税務署に提出する場合
- ② 訴訟手続その他の裁判における手続、刑事事件の捜査、税法に基づく犯則事件の調査が行われる場合等その他公益上の必要があるとき
- ③ 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合において、お客様ご本人の同意があり、またはお客様ご本人の

同意を得ることが困難であるとき

- ④ 守秘義務を明記した契約を締結する等の適切な安全管理に基づき特定個人情報の取扱いを第三者に業務委託する場合
- ⑤ 犯罪収益移転防止法の規定による疑わしい取引の届出を行う場合
- ⑥ 税法の規定による質問・検査・提示・提出の求めまたは協力の要請を受けた場合
- ⑦ 個人情報保護委員会から特定個人情報の提供を求められた場合

5.個人情報および特定個人情報の保護管理

当社は、個人情報および特定個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止、その他の個人データの安全管理のため、以下の安全管理対策を含む必要な措置を講じ、お客様の個人情報および特定個人情報を適切に管理いたします。

- (1) 「情報資産保護強化委員会」の設置等、体制の整備による情報の適正な管理および保護の推進
- (2) 情報の取扱いに関する従業員への積極的な教育
- (3) 情報システムにおける技術的な安全管理方式の強化・推進
- (4) お客様の個人情報および特定個人情報の取扱いを委託する際の委託先に対する適切な管理・監督
- (5) 特定個人情報の取扱いに関する取扱区域および取扱者を制限した適正な管理・監督
- (6) 特定個人情報の保存期間経過後の保管の禁止および廃棄・削除記録による厳重管理

6.ご契約内容の照会・変更等のお手続き

ご加入いただいている生命保険の「ご契約内容」に関する照会、「お手続きの状況」に関する照会、ご契約内容の変更等、各種お手続きについては、コールセンター、当社お客様窓口等にてお受けしております。お手続きについては手数料はかかりませんので、お気軽にお申出ください。(一部、ATMでのお取引等は手数料がかかる場合がございます。あらかじめご了承ください。)

7.お客様からの開示・訂正等のご請求

お客様から「保有個人データ開示請求等に関するお手続き」に規定するところにより当社の保有個人データの開示、訂正、利用停止、利用目的の通知等を求められた場合、お客様ご本人からの求めであることを確認させていただいたうえで、法令の定めるところに従って、回答・対応させていただきます。「保有個人データ開示請求等に関するお手続き」の詳細をご確認のうえ、お申出ください。なお、「保有個人データの開示」「保有個人データの利用目的の通知」のお手続きについては、手数料がかかりますので、あらかじめご了承ください。

8.お客様からのご照会・ご意見・ご要望の受付窓口

本個人情報保護方針の内容、当社の個人情報および特定個人情報の安全管理措置等の取り扱いその他の当社の個人情報および特定個人情報の取扱いにつきまして、ご照会・ご意見・ご要望がございましたら、下記のお問合せ先までお申出ください。お申出いただいたご意見等をもとに、適切かつ迅速な対応を図ることに努めてまいります。

〈お問合せ先〉お客様サービスセンター

電話番号：0120-714-532

受付時間：月曜日～金曜日9:00～17:00 土曜日9:00～12:00、13:00～17:00

※日曜・祝日、年末年始(12/31～1/3)は営業しておりません。

9.当社が対象事業者となっている認定個人情報保護団体について

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

〈お問合せ先〉一般社団法人 生命保険協会 生命保険相談室

電話番号：03-3286-2648 〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階

受付時間：9:00～17:00(土・日曜、祝日などの生命保険協会休業日を除く)

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp>

※本個人情報保護方針は、当社ホームページ(<https://www.asahi-life.co.jp/>)に掲載するほか、当社お客様窓口にて掲示・備付けしております。

※本個人情報保護方針4条(1)④項の特定共同利用の詳細および「保有個人データ開示請求等に関するお手続き」の詳細については、当社ホームページに掲載するほか、当社お客様窓口にて備付けしております。

※本個人情報保護方針6条のコールセンターは、8条のお問合せ先であるお客様サービスセンターとなります。

リスク管理体制

基本的な考え方

生命保険会社を取り巻く経営環境は絶えず変化しています。その中で、様々なリスクを的確に把握し、適切かつ厳格に管理することで、安定的な利益を確保し、健全な財務基盤の強化を通じて、企業価値を増大

させていくことが極めて重要です。当社では、長期にわたる生命保険契約上の責務を確実に遂行するため、リスク管理を経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、リスク管理体制の整備・強化に努めています。

リスク管理体制

当社では、経営戦略目標の達成に向けて、適切なリスク管理を行うことを目的に、全社的な方針として、「リスク管理の基本方針」を取締役会で定めています。

この基本方針では、生命保険会社が直面するリスクの種類・所在を特定した上で、それぞれのリスクに対する管理手法や管理部署等を定めています。さらに、特定されたリスクごとに、そのリスクの特性に応じた管理の方針、規程等を整備しています。

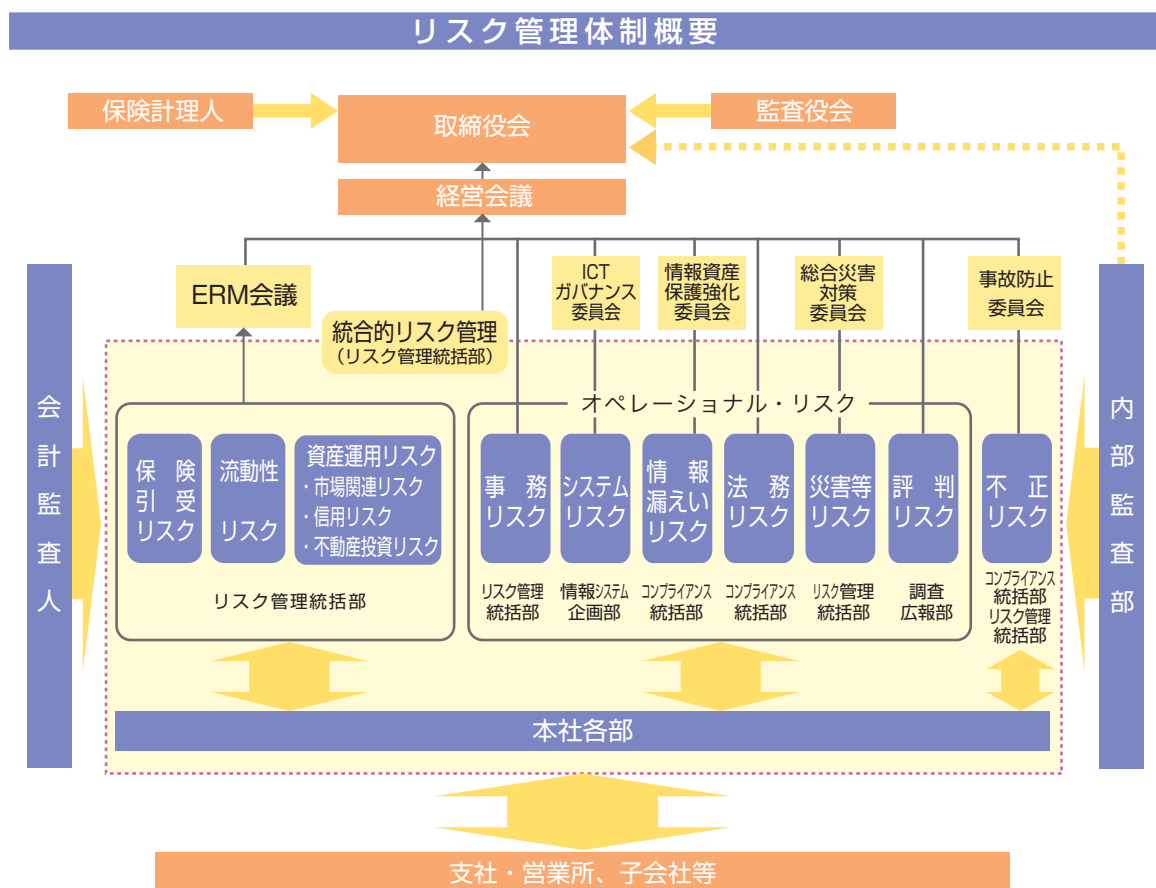
業務執行の各部署が、「リスク管理の基本方針」に基づき所管業務に内在するリスクを適切に管理していくとともに、各リスク管理部署は、リスクごとの基本方

針、規程等に従い、定期的なリスク状況の把握、報告等、適切なリスク管理に努めています。

さらに、各リスクは、それぞれが独立的ではなく、相互に関連して影響を及ぼすことがあることから、リスク全体を統合的に管理する部署を設け、事業全体のリスクを定性的・定量的に管理しています。

リスク管理の状況は、経営会議、取締役会に報告され、経営会議、取締役会は、その報告にも基づいて最適な経営上の意思決定を行います。

なお、内部監査部が、リスク管理の仕組みの適切性・実効性について監査を行っています。



リスクアペタイト（リスク選好方針）

中期経営計画ならびに年度ごとの総合経営計画に基づき、経営戦略目標の達成に向けて、定性・定量の両面から「収益獲得のために許容するリスク」と「財務の健全性確保に向けて削減するリスク」の方針＝リスク

アペタイト(リスク選好方針)を定め、当該方針に基づき適切なリスクテイク・リスクコントロールを行っています。

統合的リスク管理（ERM）の取組み

将来にわたる財務の健全性の確保および収益性の向上を図るため、会社全体のリスクを統合的に管理する統合的リスク管理(ERM：Enterprise Risk Management)を推進しています。

具体的には、リスクアペタイト(リスク選好方針)に基づきリスク管理上の指標を設定し、定性的、定量的に管理・評価のうえ課題を認識し、リスクの重要度に応じた対応策を実施しています。

また、これらの実施状況を踏まえた経営リスクと自己資本等の評価を自ら行う「ORSA (Own Risk and Solvency Assessment：リスクとソルベンシーの自己評価)」を導入し、経営戦略と一体となったリスク管理の実践を進めています。

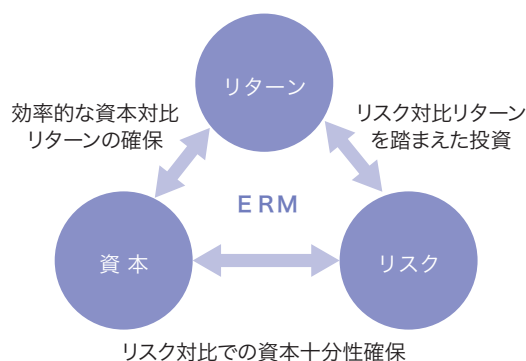
定性面の管理では、既に発生したリスクに、各所属がCSA (Control Self Assessment：内部統制活動の自己評価)の取組みを通じて洗い出した潜在的なリスクを加えたうえ、当社のリスクプロファイル(保有リスクの特性)として取り纏め、経営管理上の重要なリスクを特定し、予兆分析等を通じて、リスクの早期把握と抑制に努めています。

定量面の管理では、経済価値ベースと現行会計ベースとの両面から自己資本(サープラス)の充実度を評価しています。経済価値ベースでは、将来の資産と負債

の差額に基づくサープラスの変動をリスクとして捉え、これらを定量化した統合リスク量に対する現在のサープラスの充実度(ESR：Economic Solvency Ratio)を把握・管理するとともに、目標水準を設定のうえ、その向上に努めることとしています。

また、現行会計ベースでは、金融市場の悪化や死亡率・給付率等の悪化などにより、ある一定の確率のもとで1年間に生じ得る会社全体の最大損失額である統合リスク量を測定し、統合リスク量と自己資本等の経営体力とを対比することで、資産・負債戦略やリスク・リターン戦略の適切性の確認に活用しています。

ERMのイメージ図



ALMの取組み

当社においては、資産・負債の総合的な管理(ALM)として、負債特性に応じた区分ごとに、資産運用方針・リスク管理方針を策定し、その方針に基づく運用状況・リスク管理状況を確認しています。また、保有する資産を生命保険契約の負債特性に適合さ

せることを考慮し、国内公社債・貸付金等の円金利資産をポートフォリオの中核に据えております。国内公社債は主に「責任準備金対応債券」に区分して償却原価法による評価を行い、金利変動による影響を軽減するよう努めています。

ストレステストの実施

ストレステストとは、金融市場の大幅な変化等により当社の資産運用ポートフォリオの時価・損益が悪化するシナリオや、大地震等の発生により保険金等のお支払いが増加し、損益が悪化するシナリオを想定し、財務の健全性に与える影響を把握・分析する手法です。ストレステストの結果は経営会議等に定期的に報告され、必要に応じて経営上又は財務上の対応の検討に活用しています。また、資産運用リスクのストレステス

トについては、資産運用計画の検証やヘッジ対応方針の策定等にも活用しています。

なお、発生する確率は非常に低いものの、発生した場合には巨大な損失等をもたらすストレス事象を把握する観点から、リスクプロファイルに基づくリスク事象についてストレステストを実施し、財務の健全性に相応の影響を与えるシナリオを特定するとともに、その影響額を経営会議等に報告しています。

各リスク管理の取組み

1 保険引受リスク

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が保険料率設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスクのことをいいます。当社では、市場動向を踏まえた慎重な利率設定や十分なデータに基づく保険事故発生率の設定により保険料水準を適切に設定するとともに、商品販売後においても定期的に損益状況等をモニタリングするなどリスクを早期に把握・分析し、分析結果に応じた対応策を講じることで、将来にわたって保険金等のお支払いが確実に遂行できるよう支払能力の確保に努めています。

具体的には、商品開発時において、設定された料率等に対する妥当性の検証を開発部門とは独立したリスク管理統括部が行い、適切な保険料設定となっていることを確認しています。また、商品販売後においては、リスク管理統括部が中心となって、定期的に保険

事故発生率の分析等を踏まえた商品別の損益分析を行っており、とりわけ、ニューリスク商品(開発後間もない新しい保障内容の第三分野保険等)に関する保険事故発生率等に対しては、リスクの顕在化を早期に把握できるようモニタリングを実施しています。これらの分析においてリスクの顕在化が見られる場合には、関係部署と連携して適切な対応を図ることとしています。

さらに、再保険の活用に関しては、出再先の格付の状況が一定水準以上であること、危険差損益の発生状況等から出再する保険金額について適切な水準とすること等、再保険に関する管理方針を定め、再保険管理部署から独立したリスク管理統括部が、その遵守状況を確認しています。

2 流動性リスク

流動性リスクとは、資金流出により資金繰りが悪化し、資金の確保のため通常よりも著しく低い価格での資産の売却を余儀なくされる、あるいは市場の混乱等により通常の取引を行えない等の理由により損失を被るリスクのことをいいます。

当社の資産ポートフォリオは、有価証券等の流動性の高い資産を中心に構成されており、潤沢な流動性を

確保しています。また、想定外の資金流出にも対応可能となるよう、運用資産のキャッシュ化可能期間を定期的に把握し、一定基準以上の流動性資産を常に確保するとともに、低流動性資産の保有限度額を設定し、資産ポートフォリオ・資金流入の状況について、定期的にモニタリングしています。

3 資産運用リスク

資産運用リスクとは、保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクであり、市場関連リスク、信用リスク、不動産投資リスクに大別されます。

当社では、ポートフォリオ全体のリスク量が許容範

囲を超過しないようにモニタリングを実施しています。また、各資産のリスク特性に応じて個別に諸規定を定め、リスク量、ポジション等を定期的にモニタリングする管理体制を整備しています。

① 市場関連リスク

市場関連リスクとは、株価、為替、金利等の市場のリスクファクター(リスク要因)の変動により、保有資産の価値が減少し、損失を被るリスクのことをいいます。

当社では、有価証券等のリスク量をVaR法[※]を用いて計量化し、リスク量の統合的な把握を行うとともに、リスクリミット(リスク量の管理枠)を設定

し、リスク量が許容範囲内に収まるようコントロールしております。さらに、リスクファクターの変動が当社の経営指標へ及ぼす影響を把握・分析するストレステストや感応度分析を定期的実施し、市場関連リスクの適切な管理に努めています。

※ VaR(バリュー・アット・リスク)法：一定期間に一定確率で起こる予想最大損失額を統計学的方法により計測する手法。

②信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、保有資産の価値が減少し、損失を被るリスクのことをいいます。

当社では、投融資案件の審査の実効性を確保するため、投融資執行部から独立したリスク管理統括部による事前の厳正な審査、事後のフォロー等を実施する体制を敷いています。信用リスクの適切な管理

に資する対応として、取引先の信用度に応じた社内信用格付の付与や、過度な与信集中を回避するための与信ガイドラインの設定等を行っております。また、信用リスク量をVaR法を用いて計量化し、リスク量が許容範囲内に収まるようコントロールしております。

③不動産投資リスク

不動産投資リスクとは、賃貸料の変動等を要因として不動産にかかる収益が減少すること、または市況の変化等を要因として不動産価格が下落することにより、不動産価値が減少し、損失を被るリスクのことをいいます。

当社では、個々の不動産投資について、最低投資利回りを設定し安定的な収益確保に努めるととも

に、取得ならびに売却時には投資執行部から独立したリスク管理統括部が、事業計画や価格の妥当性等の観点から厳格な審査を実施しています。また、投資利回り・賃貸料収入・入居率・不動産の含み損益等の状況の定期的な把握、VaR法によるリスク量の把握等、不動産投資リスクの適切な管理に資する対応を図っています。

④オペレーショナル・リスク

①事務リスク

事務リスクとは、当社の役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、損失を被るリスクをいいます。

当社では、各事務所管部署が、各種の規程、事務マニュアルの作成・改訂を適切に行うとともに、事務知識の教育を徹底することにより、正確な事務処理の推進と事務リスクの軽減に努めています。

また、事務取扱新設・変更時には、関係部署が重層的にチェックを行う内部検証体制を構築し、事務品質の維持・向上を図っています。

リスク管理統括部は、各事務所管部署のリスク管理状況のモニタリングを行い、さらに、内部監査部による監査もあわせて行うことにより、全社的な事務リスク管理を行っています。

②システムリスク

システムリスクとは、災害によるシステムダウン、システムの故障・誤動作、コンピュータの不正使用等によって、システムが正常に稼働せず、会社が損失を被るリスクをいいます。

当社では、システム障害の未然防止と障害発生時の損失極小化の両面においてシステムリスク管理体制を構築しています。

障害の未然防止としては、セキュリティポリシーに則ってシステムの設計・開発・運用のプロセスをそれぞれルール化しています。また、開発部門と運用部門の役割を明確に分離し、相互牽制機能が働く体制とするとともに、内部システム監査と外部システム監査により検証・確認を行い、実効性を確保しています。

一方、障害対策としては、障害発生時の影響と損害を最小限にするためにコンティンジェンシープラ

ン(危機管理計画)を作成し、社内報告体制を明確にするとともに、システム障害発生時の緊急対応策として、重要な機器については二重化しています。さらに、大地震等の発生によるコンピュータシステムの稼働停止に備え、重要なシステムについては、バックアップシステムを別の地域に設けて、危機発生時にもシステム稼働が可能な体制としています。

また、サイバー攻撃の手口が高度化・巧妙化していることから、サイバー攻撃の未然防止や攻撃を受けた際の影響の極小化と迅速な復旧に向け、子会社等も含め技術的な対策とCSIRT[※]設置や教育訓練などの体制面の継続的な強化に努めています。

※ CSIRT (シーサートComputer Security Incident Response Team) : サイバーセキュリティに関する調査、対応を行う社内横断的な専門組織(機能)。

③情報漏えいリスク

情報漏えいリスクとは、当社が保有するすべての情報の漏えい・損失・不正利用・改ざん等に伴い、損失を被るリスクをいいます。

当社では、情報漏えいリスクの発生の抑制に向け、情報資産管理に関する部署がお客様情報を含む個人情報の安全管理について、総合的な管理を行っています。また、「情報資産保護強化委員会」を設置

し、適正な情報管理に向け取り組んでいます。

安全管理の強化に向け、各種の規程や「事務手続要領書」の遵守および教育の徹底を図るとともに、各所属の管理者を通じた適正な情報資産管理を推進しています。また、内部監査部による監査・確認を行い、実効性を確保しています。

④法務リスク

法務リスクとは、法令または契約上の義務に違反して業務を遂行すること、法令または契約上認められた権利を適切に行使しないことなどによって、損失を被るリスクをいいます。

当社では、「法務リスク管理規程」を制定し、本社各部署が所管業務に関する法務リスクを適切に管理するとともに、コンプライアンス統括部が法務リスクを統括管理し、本社各部署における適切な法務リスクの管理を支援する体制としています。

具体的には、コンプライアンス統括部が一定の重要な案件に加え、本社各部署からの依頼に基づきリーガルチェック・リーガルアドバイスを行うほか、弁護士などの専門家との連携、訴訟状況の把握等を行っています。

このような活動を通じて、法務リスクを的確に把握、管理し、法務リスク顕在化の未然防止や極小化に努めています。

⑤災害等リスク

災害等リスクとは、大地震(付随する津波を含む)、これに準ずる自然災害(台風・豪雨・火災等)および人為的な災害(テロ・戦争・武力攻撃事態を含む)の発生により店舗・従業員が被災する、または新型インフルエンザ等の流行に伴い、従業員が罹患することにより、通常業務が行えなくなることでサービスの質が低下し、有形・無形の損失を被るリスクをいいます。

当社では、生命保険会社としての社会的使命を

全うするための業務継続体制(BCM: Business Continuity Management)の構築に努めています。具体的には、大地震等の災害や新型インフルエンザ等の発生などの不測の事態に備え、「災害時業務継続計画」等のBCP(Business Continuity Plan)関係規程を策定し、保険金等の支払いなどの重要業務を継続するための各種対応を定めるとともに、各種訓練を行い、BCPの習熟と実効性の検証を行っています。

⑥評判リスク

評判リスクとは、お客様および世間において、マスコミやインターネット等の媒体を通じて、経営内容等について意図せざる風評が起きることにより、有形・無形にかかわらず、損失を被るリスクをいいます。

当社では、評判リスクの適切な管理をさらに推進するため、「評判リスク管理規程」を制定し、管理体

制、モニタリング・報告、対応方法等の明確化を図っており、これに基づき、評判リスクに関する情報の収集を図り、状況把握・検証を通じて、その発生の防止に努めるとともに、評判リスクが発生した場合は、被害を最小限に抑えられるように対応しています。

⑤不正リスク

当社では、業務上、業務外を問わず役職員による法令違反、不正行為等によって、お客様および社会からの信用を失墜する等により、有形・無形の損失を被るリスクを不正リスクと定義しています。

当社では、「事故防止委員会」を設置し、事故防止策の策定・実施状況等を協議し、本社・支社における事故防止策を推進しています。また、支社においては

「支社コンプライアンス推進会議」を開催し、事故防止に向けた検討と取り組みを行っています。

加えて、コンプライアンス統括部にシニアコンプライアンス・オフィサーを、各支社にコンプライアンス・オフィサーを配置し、連携を図りながら、事故の未然防止に努めています。

役員・会計監査人

(1) 取締役および監査役

男性15名 女性1名（取締役および監査役のうち女性の比率 6.3%）

（2019年7月2日現在）

現在の役職名 氏名 (生年月日)	略 歴
取締役会長 さとうよしき 佐藤美樹 (1949年12月5日生)	1972年4月 当社入社 法人営業局 金融法人部長、営業企画部長、 営業企画統括部門 営業企画担当副統括部門長を歴任 2003年4月 執行役員 営業企画統括部門長 2004年4月 常務執行役員 営業企画統括部門長 2004年7月 取締役常務執行役員 営業企画統括部門長 2005年4月 取締役常務執行役員 経営企画統括部門長 2008年7月 代表取締役社長 2017年4月 代表取締役会長 2019年4月 取締役会長
代表取締役社長 きむらひろき 木村博紀 (1962年1月19日生)	1984年4月 当社入社 資産運用企画ユニットゼネラルマネージャーを歴任 2012年4月 執行役員 資産運用統括部門 財務・不動産専部門長 2013年4月 執行役員 資産運用統括部門長 2013年7月 取締役執行役員 資産運用統括部門長 2014年4月 取締役執行役員 資産運用部門長 2015年4月 取締役常務執行役員 資産運用企画部 証券運用部 担当 2016年4月 取締役常務執行役員 経営企画部 主計部 担当 2017年4月 代表取締役社長
代表取締役 (専務執行役員) きくちたつや 菊池達也 (1959年7月15日生)	1984年4月 当社入社 2011年4月 執行役員 経営企画統括部門 営業企画専部門長 2014年4月 執行役員 総務人事部門長 2014年7月 取締役執行役員 総務人事部門長 2015年4月 取締役執行役員 総務部 人事部 人事総務部 担当 2016年4月 取締役常務執行役員 総務部 人事部 人事総務部 担当 2018年4月 取締役専務執行役員 営業総局長 兼 特命首都圏強化担当 営業管理部 営業職員体制強化部 担当 2019年4月 代表取締役専務執行役員 営業総局長 兼 特命首都圏強化担当 営業管理部 営業職員体制強化部 担当
取締役 (常務執行役員) たたらひろし 多々良裕志 (1960年8月5日生)	1983年4月 当社入社 2012年4月 さいたま支社長、東京東統括支社長を歴任 執行役員 新都心統括支社長 2014年4月 執行役員 新都心統括支社長(ブロック支社長) 2015年4月 常務執行役員 新都心統括支社長(ブロック支社長) 2016年4月 常務執行役員 本社営業本部長 2016年7月 取締役常務執行役員 本社営業本部長
取締役 (常務執行役員) いぐちやすひろ 井口泰広 (1962年3月15日生)	1984年4月 当社入社 人事ユニットゼネラルマネージャーを歴任 2012年4月 執行役員 事務・システム統括部門 契約事務専部門長 2013年4月 執行役員 事務・システム統括部門長 2014年4月 執行役員 代理店事業本部長 2016年7月 取締役執行役員 代理店事業本部長 2017年4月 取締役常務執行役員 経営企画部 主計部 担当 2018年4月 取締役常務執行役員 リスク管理統括部 コンプライアンス統括部 担当
取締役 (常務執行役員) ふじおかゆきひろ 藤岡通浩 (1962年3月14日生)	1985年4月 当社入社 朝日ライフアセットマネジメント株式会社 常務執行役員 資産運用部長 チーフ・インベストメント・オフィサー、同社 取締役常務執行役員 資産運用部長 チーフ・インベストメント・オフィサーを歴任 2015年4月 執行役員 財務部 不動産部 担当 2016年4月 執行役員 資産運用企画部 証券運用部 担当 2017年7月 取締役執行役員 資産運用企画部 証券運用部 担当 2018年4月 取締役常務執行役員 資産運用企画部 証券投資部 投資調査部 担当
取締役 (執行役員) もとだりょういち 元田亮一 (1962年10月14日生)	1986年4月 当社入社 船橋支社長(ブロック支社長)を歴任 2015年4月 執行役員 横浜統括支社長 2018年4月 執行役員 総務部 人事部 人事総務部 担当 2018年7月 取締役執行役員 総務部 人事部 人事総務部 担当
取締役 (執行役員) いしじまけんいちろう 石島健一郎 (1963年10月8日生)	1988年4月 当社入社 経営企画ユニットゼネラルマネージャー、代理店事業部長を歴任 2017年4月 執行役員 代理店事業本部長 2018年4月 執行役員 経営企画部 調査広報部 主計部 担当 2018年7月 取締役執行役員 経営企画部 調査広報部 主計部 担当

現在の役職氏名 (生年月日)	略 歴	
取締役 おお や かず こ 大 矢 和 子 (1950年9月5日生)	1973年4月 2001年6月 2007年4月 2007年6月 2011年5月 2011年6月 2013年6月 2013年7月 現 在	株式会社資生堂 入社 株式会社資生堂 執行役員 株式会社資生堂 顧問 株式会社資生堂 監査役 公益財団法人資生堂社会福祉事業財団 理事長 株式会社資生堂 顧問 株式会社資生堂 顧問 退任 当社取締役 公益財団法人資生堂社会福祉事業財団 理事長
取締役 つか もと たか し 塚 本 隆 史 (1950年8月2日生)	1974年4月 2009年4月 2011年6月 2013年4月 2013年7月 2013年11月 2014年3月 2014年4月 2016年7月 2017年4月 現 在	株式会社第一勧業銀行 入行 株式会社みずほフィナンシャルグループ 取締役社長 株式会社みずほ銀行 取締役頭取 株式会社みずほフィナンシャルグループ 取締役会長 株式会社みずほコーポレート銀行 取締役 株式会社みずほ銀行 取締役会長 (株式会社みずほ銀行と株式会社みずほコーポレート銀行が合併し、株式会社みずほ銀行として発足) 株式会社みずほ銀行 取締役会長 退任 株式会社みずほフィナンシャルグループ 取締役会長 退任 みずほフィナンシャルグループ 常任顧問 当社取締役 みずほフィナンシャルグループ 名誉顧問 みずほフィナンシャルグループ 名誉顧問
取締役 わた なべ けん じ 渡 邊 健 二 (1950年2月3日生)	1972年4月 2009年5月 2011年6月 2017年5月 2017年7月 現 在	日本通運株式会社 入社 日本通運株式会社 代表取締役副社長 副社長執行役員 日本通運株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 日本通運株式会社 代表取締役会長 当社取締役 日本通運株式会社 代表取締役会長
監査役(常勤) そめ かわ ひろ ゆき 染 川 博 行 (1958年7月29日生)	1981年4月 2015年7月	当社入社 総務人事統括部門 人事担当副統括部門長、内部監査局長、 内部監査部 担当部長を歴任 監査役
監査役(常勤) こ にし ひで き 小 西 英 樹 (1960年5月10日生)	1983年4月 2019年7月	当社入社 経営企画統括部門 広報ユニットゼネラルマネージャー、 リスク管理統括部門 リスク管理担当副統括部門長、 総務人事統括部門 人事担当副統括部門長、 総務人事部門 人事担当副部門長、内部監査局長、人事部顧問を歴任 監査役
監査役 まち だ ゆき お 町 田 幸 雄 (1942年7月3日生)	1969年4月 1981年4月 1991年4月 1994年4月 1995年7月 1999年8月 2001年7月 2002年6月 2004年1月 2004年12月 2005年7月 2005年9月 2006年7月 2012年7月 2012年8月 現 在	検事任官 東京地方検察庁 司法研修所教官 東京高等検察庁 東京国税不服審判所所長 最高検察庁 法務省入国管理局局長 最高検察庁刑事部長 公安調査庁長官 仙台高等検察庁検事長 最高検察庁次長検事 検事退官 第一東京弁護士会登録 西村ときわ法律事務所 入所 当社監査役 西村あさひ法律事務所 退所 町田幸雄法律事務所 開設 町田幸雄法律事務所 弁護士
監査役 せき ただ ゆき 関 忠 行 (1949年12月7日生)	1973年4月 2009年6月 2011年5月 2013年4月 2015年4月 2017年4月 2017年7月 現 在	伊藤忠商事株式会社 入社 伊藤忠商事株式会社 代表取締役常務取締役 伊藤忠商事株式会社 代表取締役専務執行役員 C F O 伊藤忠商事株式会社 代表取締役副社長執行役員 C F O 伊藤忠商事株式会社 顧問 伊藤忠商事株式会社 理事 当社監査役 伊藤忠商事株式会社 理事
監査役 しば た みつ よし 柴 田 光 義 (1953年11月5日生)	1977年4月 2012年4月 2017年4月 2018年7月 現 在	古河電気工業株式会社 入社 古河電気工業株式会社 代表取締役社長 古河電気工業株式会社 取締役会長 当社監査役 古河電気工業株式会社 取締役会長

(2) 執行役員

現在の役職 氏名 (生年月日)	略 歴	
専務執行役員 営業総局長 兼 特命首都圏強化担当 営業管理部 営業職員体制強化部 担当 (代表取締役) きく ち たつ や 菊 池 達 也 (1959年7月15日生)	詳細は102ページをご参照ください。	
常務執行役員 本社営業本部長 (取締役) た た ら ひ ろ し 多 々 良 裕 志 (1960年8月5日生)		
常務執行役員 リスク管理統括部 コンプライアンス統括部 担当 (取締役) い ぐ ち や す ひ ろ 井 口 泰 広 (1962年3月15日生)		
常務執行役員 資産運用企画部 証券投資部 投資調査部 担当 (取締役) ふ じ お か ゆ き ひ ろ 藤 岡 通 浩 (1962年3月14日生)		
執行役員 総務部 人事部 人事総務部 担当 (取締役) も と だ り ょ う い ち 元 田 亮 一 (1962年10月14日生)		
執行役員 経営企画部 調査広報部 主計部 担当 (取締役) い し じ ま けんいちろう 石 島 健 一 郎 (1963年10月8日生)		
常務執行役員 新都心統括支社長 み や ざ わ ざ と し 宮 沢 聡 (1960年2月26日生)		
常務執行役員 本社営業本部 東京統括本部長 (ブロック支社長) ひ ら の ま さ と 平 野 正 人 (1962年7月8日生)	1985年4月 2016年4月 2017年4月 2018年4月 2019年4月	当社入社 町田支社長、東京西統括支社長を歴任 執行役員 東京西統括支社長 執行役員 本社営業本部 東京統括本部長 執行役員 本社営業本部 東京統括本部長(ブロック支社長) 常務執行役員 本社営業本部 東京統括本部長(ブロック支社長)

現在の役職 氏名 (生年月日)	略 歴	
執行役員 東京西統括支社長 はま の ひろ まさ 浜野 拓将 (1961年8月30日生)	1984年4月 2014年4月 2015年4月 2017年4月	当社入社 宇都宮支社長、経営企画統括部門 企画担当副統括部門長を歴任 執行役員 営業企画部門長 執行役員 営業企画部 商品開発部 担当 執行役員 東京西統括支社長
執行役員 福岡支社長 (ブロック支社長) しば た とし ゆき 芝田 俊之 (1960年10月18日生)	1984年4月 2015年4月 2016年4月 2019年4月	当社入社 盛岡支社長、茨城支社長(ブロック支社長)を歴任 執行役員 茨城支社長(ブロック支社長) 執行役員 東京東統括支社長 執行役員 福岡支社長(ブロック支社長)
執行役員 横浜統括支社長 かしま だ こう いち 鹿島田 耕一 (1963年3月17日生)	1986年4月 2016年4月 2018年4月	当社入社 営業推進ユニットゼネラルマネージャー、業務ユニットゼネラルマネージャー、 営業管理部長を歴任 執行役員 茨城支社長(ブロック支社長) 執行役員 横浜統括支社長
執行役員 財務部 不動産部 担当 おお つか やす ひろ 大塚 康弘 (1965年8月25日生)	1988年4月 2016年4月	当社入社 資産運用リスク管理ユニットゼネラルマネージャー、資産運用企画部長を歴任 執行役員 財務部 不動産部 担当
執行役員 営業企画部 マーケティング統括部 商品開発部 担当 いけ だ けん いち 池田 健一 (1962年12月23日生)	1986年4月 2017年4月 2019年4月	当社入社 保険金ユニットゼネラルマネージャー、商品開発ユニットゼネラルマネージャー、 商品開発部長、営業企画部長を歴任 執行役員 営業企画部 商品開発部 担当 執行役員 営業企画部 マーケティング統括部 商品開発部 担当
執行役員 東京東統括支社長 みず の たけし 水野 健 (1964年2月14日生)	1987年4月 2017年4月 2018年4月 2019年4月	当社入社 兵庫西支社長、新潟支社長を歴任 執行役員 新潟支社長 執行役員 新潟支社長(ブロック支社長) 執行役員 東京東統括支社長
執行役員 事務企画部 契約医務部 お客様サービス部 保険金部 企業保険部 情報システム企画部 担当 しも とり まさ ひろ 下鳥 正弘 (1964年3月21日生)	1986年4月 2018年4月	当社入社 大分支社長、経営企画部門 企画担当副部門長、経営企画部長、 情報システム企画部長を歴任 執行役員 事務企画部 契約医務部 お客様サービス部 保険金部 企業保険部 情報システム企画部 担当
執行役員 茨城支社長 (ブロック支社長) おおぎ なお き 扇 直樹 (1964年10月15日生)	1988年4月 2018年4月 2019年4月	当社入社 湘南支社長、営業管理部長を歴任 執行役員 茨城支社長 執行役員 茨城支社長(ブロック支社長)
執行役員 代理店事業本部長 もろ はし たけし 諸橋 武 (1965年9月25日生)	1988年4月 2018年4月	当社入社 契約医務ユニットゼネラルマネージャー、人事部長を歴任 執行役員 代理店事業本部長

現在の役職名 氏名 (生年月日)	略 歴
執行役員 さいたま支社長 (ブロック支社長) にし だ ゆき お 西 田 幸 生 (1964年9月28日生)	1989年 3 月 当社入社 千葉支社長(ブロック支社長)、さいたま支社長(ブロック支社長)を歴任 2018年 4 月 執行役員 さいたま支社長(ブロック支社長)
執行役員 名古屋統括支社長 (ブロック支社長) たち はら とし かつ 立 原 寿 一 (1963年1月15日生)	1985年 4 月 当社入社 札幌支社長(ブロック支社長)、代理店事業本部 代理店推進担当副本部長、 群馬支社長を歴任 2019年 4 月 執行役員 名古屋統括支社長(ブロック支社長)
執行役員 大阪統括支社長 (ブロック支社長) との い じゅんいちろう 殿 井 純 一 郎 (1964年10月2日生)	1988年 4 月 当社入社 南大阪支社長を歴任 2019年 4 月 執行役員 大阪統括支社長(ブロック支社長)

(3)会計監査人

名 称	EY新日本有限責任監査法人
-----	---------------